

矢掛町観光誘客促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢掛町の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光バス等を利用した観光ツアー(以下「ツアー」という。)に対し、予算の範囲内において矢掛町観光誘客促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ、日本国内に事業所がある者とする。

(補助対象ツアー)

第3条 補助の対象となるツアーは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 実施日1日当たりツアー構成人数が3名以上であること。
- (2) 町内の有料観光施設又は飲食店等の利用があること。
- (3) 矢掛町暴力団排除条例第2条第1項から第3項に掲げる暴力団員等が関与している旅行でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ツアー参加者1名当たり500円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、矢掛町観光誘客促進補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び決定通知)

第6条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その決定の内容を矢掛町観光誘客促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、矢掛町観光誘客促進補助金変更(中止)申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業(ツアー)等が完了したときは、完了した日から起算して20日以内又は理事長の定める提出期日のいずれか早い日までに、矢掛町観光誘客促進補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて理事長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、矢掛町観光誘客促進補助金確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助事業者は、前条の規定による額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、矢掛町観光誘客促進補助金請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書が提出されたときは、30日以内に補助金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行し、令和4年7月13日から適用する。

年 月 日

一般財団法人矢掛町観光交流推進機構
理 事 長 殿

(申請者)
〒
所在地
名 称
代表者
旅行業登録番号

矢掛町観光誘客促進補助金交付申請書

矢掛町観光誘客促進補助金の交付を受けたいので、矢掛町観光誘客促進補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、当申請内容は同要綱第 3 条第 3 項に記載のある暴力団及び暴力団員の関与する旅行ではないことを誓約します。

記

ツアーの名称	
実施予定日	
参加者数	人
補助金申請額	合計 円 (参加者数×補助金額 500 円/人× = 円)
添付書類	① ツアー行程表 (実施日、観光施設、利用施設等が確認できるもの) ② 参加案内 (募集チラシなど) ③ 予算書

担当者情報記載欄

所属部署名	
担当者氏名	
電話番号・FAX	
E - m a i l	

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

一般財団法人矢掛町観光交流推進機構
理 事 長 殿

(申請者)
所在地
名 称
代表者

矢掛町観光誘客促進補助金変更（中止）交付申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった、矢掛町観光誘客促進補助金に係る事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、矢掛町観光誘客促進補助金交付要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

ツア ー 名 称	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容 (実施の内容)	

年 月 日

一般財団法人矢掛町観光交流推進機構
理 事 長 殿

(申請者)
所在地
名 称
代表者

矢掛町観光誘客促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった、矢掛町観光誘客促進事業補助金に係る事業を次のとおり実施しましたので、矢掛町観光誘客促進補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

ツアー名称	
実施日	
参加者数	名
補助金交付決定額	合計 円 (補助金額×参加者数：500円/人× 人＝ 円)
添付書類	1 ツアー行程表（実施日時、観光施設等が確認できるもの） 2 参加案内（チラシなど） 3 参加者数報告書（様式は任意） 4 ツアー経費内訳書（様式は任意） 5 領収書の写し（施設等の利用と人数が確認できるもの）

年 月 日

一般財団法人矢掛町観光交流推進機構
理 事 長 殿

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

矢掛町観光誘客促進補助金請求書

矢掛町観光誘客促進補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 金 円

2. 振込先の口座

金融機関名	
支店名	
種目	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義フリガナ	
口座名義	

3. 添付書類

矢掛町観光誘客促進補助金確定通知書の写し